

証券コード 9818
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
大丸エナウイン株式会社
代表取締役社長執行役員 居内 清和

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト（株主総会資料）】

<https://www.gas-daimaru.co.jp/ir/doc.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9818/teiiji/>



【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名（会社名）に「大丸エナウイン」または証券コードに「9818」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、[株主総会招集通知 / 株主総会資料]欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ後述のご案内に従い、2026年6月26日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
本社6階会議室

3. 目的事項
報告事項

1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

※本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、前記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月29日（月曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

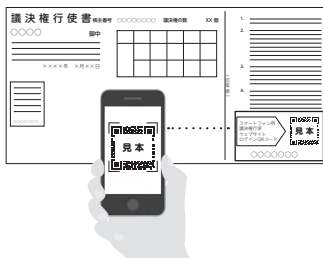
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

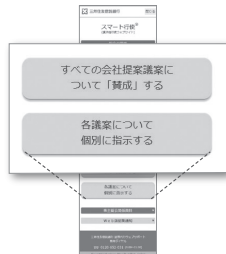
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

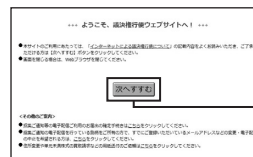
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

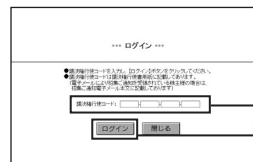
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内では賃上げによる所得環境の改善、政府の物価高対策や補助金による下支えなどを背景に、設備投資や個人消費が堅調に推移し緩やかな回復が続いております。先行きについては、中東情勢の長期化による原油価格の上昇や円安の進行、米国の関税政策の不透明感など、外需・物価・為替を巡る下振れリスクがあり、慎重な見通しが続いております。

このような環境のもとで、当社グループの売上高は、医療・産業ガス事業において、在宅医療機器のレンタルや販売が増加したものの、リビング事業において、LPGガスの仕入価格に連動する販売単価が下落したこと等により、32,697百万円と前連結会計年度と比べ720百万円(2.2%)の減収となりました。

損益面では、売上総利益は、10,518百万円と前連結会計年度と比べ287百万円(2.8%)の増益となりました。販管費は、9,218百万円と前連結会計年度と比べ253百万円(2.8%)の増加となり、営業利益は、1,300百万円と前連結会計年度と比べ33百万円(2.7%)の増益となりました。

営業外収益及び営業外費用を加減算した経常利益は、1,401百万円と前連結会計年度と比べ44百万円(3.2%)の増益となりました。法人税等控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益(固定資産売却益)が増加したこと等により、960百万円と前連結会計年度と比べ71百万円(8.0%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

【リビング事業】

当セグメントにおきましては、LPGガスの仕入価格に連動する販売単価が下落したこと等により、22,479百万円と前連結会計年度と比べ1,564百万円(6.5%)の減収となりました。売上高の減少に伴い売上総利益も減少したものの、販管費が減少したため、セグメント利益(営業利益)は、775百万円と前連結会計年度と比べ38百万円(5.2%)の増益となりました。

【アクア事業】

当セグメントにおきましては、「知床らうす海洋深層水純水ブレンド」(エフィールウォーター)及びスーパーバナジウム富士の販売本数が増加したこと等により、売上高は、1,253百万円と前連結会計年度と比べ24百万円(2.0%)の増収となりました。売上高の増加に伴い売上総利益も増加したものの、販管費が増加したため、セグメント利益(営業利益)は、51百万円と前連結会計年度と比べ10百万円(17.3%)の減益となりました。

【医療・産業ガス事業】

当セグメントにおきましては、在宅医療機器のレンタルや販売が増加したこと等により、売上高は、8,963百万円と前連結会計年度と比べ819百万円(10.1%)の増収となりました。売上高の増加に伴い売上総利益も増加し、販管費が増加したものの、セグメント利益(営業利益)は、473百万円と前連結会計年度と比べ6百万円(1.3%)の増益となりました。

部門別売上状況

事業区分 \ 期 別		第75期（前連結会計年度）		第76期（当連結会計年度）	
		金 額	構成比	金 額	構成比
	ぼっぽガス	6,250 百万円	18.7 %	6,004 百万円	18.4 %
	エネルギー	14,250	42.6	12,953	39.6
	住宅設備	3,543	10.6	3,522	10.8
	リビング事業	24,044	71.9	22,479	68.8
	アクア事業	1,229	3.7	1,253	3.8
	在宅医療	3,952	11.8	4,754	14.5
	医療ガス	1,799	5.4	1,750	5.4
	産業ガス・機材	2,393	7.2	2,459	7.5
	医療・産業ガス事業	8,144	24.4	8,963	27.4
	合 計	33,418	100.0	32,697	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,502百万円であります。その主なものは、当社滋賀支店事務所（1期工事）、当社中部事業所事務所及び医療・産業ガス事業におけるレンタル用の在宅医療機器等であります。

なお、当社グループの配送業務に係る車両のリース資産として、113百万円を計上しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社滋賀支店事務所（1期工事）の工事代金支払等を目的として、長期借入金550百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 73 期 (自 2022. 4. 1 至 2023. 3. 31)	第 74 期 (自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31)	第 75 期 (自 2024. 4. 1 至 2025. 3. 31)	第 76 期 (当連結会計年度) (自 2025. 4. 1 至 2026. 3. 31)
売 上 高	30,635 百万円	29,905 百万円	33,418 百万円	32,697 百万円
経 常 利 益	1,120 百万円	1,165 百万円	1,356 百万円	1,401 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	660 百万円	733 百万円	888 百万円	960 百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	86 円 78 銭	96 円 09 銭	116 円 15 銭	125 円 17 銭
総 資 産	21,811 百万円	21,828 百万円	22,130 百万円	23,168 百万円
純 資 産	14,229 百万円	14,134 百万円	14,909 百万円	15,952 百万円

(6) 対処すべき課題

当社グループは、L P ガス販売を中核とするリビング事業により発展してまいりました。「保
安なくして繁栄なし」をモットーに「保安の確保」「安定供給」を追求するとともに快適で安全
な暮らしのサポーターとなることを目指しております。しかしながら、L P ガスの販売環境は、
電気、都市ガスの小売り自由化や省エネ機器の普及、都市ガスエリアへの人口シフトによる出荷
量の減少、といった厳しい状況にあります。今後につきましては、経営環境の大きな変化で先行
きは予断を許さない状況が続くと思われます。当社といたしましては、L P ガス消費者軒数増加
のため、営業権の譲受けや新規 L P ガス顧客の開拓を積極的に行い、また、アクア事業における
ミネラルウォーターの宅配事業と医療・産業ガス事業における在宅医療機器レンタル及び医療・
産業ガス販売においても M & A 等による事業規模の拡大を図り、リビング事業に続く収益の柱と
して利益の安定を目指します。

事業ポートフォリオの観点からも、リビング事業を維持発展させながらアクア事業及び医療・
産業ガス事業を第 2、第 3 の収益の柱にするべく経営資源を投入しております。

来期は「グループ協働で Next ステージへ Part Ⅲ ～ 75 周年の節目に企業理念・行動指針を策定
し、持続的な成長を目指す～」をテーマとして、各部門・各事業会社が企業理念・行動指針のも
とで自らの役割を再定義し、グループとしての総合力を最大限に発揮し、持続的な成長・発展を
実現します。

各事業の主な施策は次のとおりであります。

【リビング事業】

- ① 家庭用給湯燃転（ぽっぽレスキューの活用）、業務用工業用燃転（重油からの転換）を推進します。
- ② ＬＰガス、アクア、電力セット割を促進し、お客様との接点強化を図り、またグループ会社との連携を強め拡販に努めます。
- ③ 住宅省エネ補助金を有効活用し、住設販売、リフォーム事業の拡充を図ります。
- ④ 省エネ・再エネの推進を図ります。脱炭素社会に貢献するＬＰガス関連商材の普及、Ｊフレジット創出企業として推進します。

【アクア事業】

- ① 各事業部門との連携及び他商材を絡めた販売戦略を展開します。
- ② 販売チャネルの多様化による営業展開を図ります。
- ③ ミネラルウォーター以外の商材提案も行い、お客様満足度を高めて当社ファン作りに努めます。
- ④ 設備強化を実施した鈴鹿工場・山中湖工場において、環境への取組みとして、さらなる廃棄物の削減及び効率化した運用に取り組みます。

【医療・産業ガス事業】

- ① 高圧ガス充填設備を持つ滋賀支店、奈良支店、近畿酸素株式会社の３拠点及び製造・物流室が連携し、グループ全体の供給体制の強化及び配送効率の向上を図ります。
- ② 当社及びグループ会社の近畿酸素株式会社、株式会社キンキ酸器の３社の連携により、近畿圏でのさらなるシェア拡大に努めます。
- ③ 在宅医療機器のレンタル増加に努め、クリニック、病院とのレンタル契約を推進します。
- ④ 医療機器サービスセンターにより、医療機器の点検、修理、メンテナンス等の品質の強化に努めます。
- ⑤ 農業、食品、製薬分野等をターゲット先として、産業用ガスの需要開拓を推進します。

なお、当期は１株当たり中間期は１４円の配当を実施し、期末は１５円の配当とさせていただきま
す。業績の進展や投資状況を総合的に勘案しながら、引き続き株主還元を努めてまいりたいと存じま
す。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 信 ガ ス 株 式 会 社	20,000千円	100%	ＬＰガス販売
湖 東 ガ ス 株 式 会 社	32,400千円	100%	ＬＰガス販売
近 畿 酸 素 株 式 会 社	10,000千円	100%	医療・産業用ガス製造・販売
株 式 会 社 フ モ ト 商 会	10,000千円	100%	ＬＰガス販売
株 式 会 社 キ ン キ 酸 器	15,100千円	100%	在宅医療機器のレンタル、医療用ガス販売
角 丸 エ ナ ジ ー 株 式 会 社	10,000千円	100%	ガソリンスタンドの経営、ＬＰガス販売
株 式 会 社 太 陽 プ ロ パ ン	3,000千円	100%	ＬＰガス販売
株 式 会 社 ク サ ネ ン	15,000千円	100%	ＬＰガス販売、住宅リフォーム等
株式会社岩崎フローテック	23,000千円	100%	設備工事（給排水・衛生・空調・さく井等）

（注）株式会社岩崎工業所は、2025年10月1日付で株式会社岩崎フローテックに社名変更しております。

(8) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容 、 取 扱 商 品 等
リビング事業	ＬＰガス、石油製品、住宅設備機器等の販売
ぼっぱガス	ＬＰガス（プロパンガス家庭用・業務用・工業用）
エネルギー	ＬＰガス（プロパンガス卸売、ブタンガス）、石油製品（ガソリン、軽油、灯油等）、電力事業（代理店）
住宅設備	ガス器具、住宅設備機器、空調機器、家電製品、太陽光発電システム、リフォーム
アクア事業	ミネラルウォーターの製造販売等
医療・産業ガス事業	在宅医療機器、医療・産業ガス、産業機材等の販売
在宅医療	在宅医療機器
医療ガス	医療ガス、医療機器、医療ガス設備
産業ガス・機材	産業ガス、溶接・溶断機器、溶接材料、産業機器

(9) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

当 社	
本社	大阪府大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
支店	関東（茨城県かすみがうら市） 滋賀（滋賀県愛知郡） 湖南（滋賀県野洲市） 京都（京都府京都市） 大阪（大阪府岸和田市） 阪神（大阪府豊中市） 和歌山（和歌山県和歌山市） 奈良（奈良県大和高田市）
営業所	北陸（福井県福井市） 南大阪（大阪府堺市） 神戸（兵庫県神戸市） 高松（香川県高松市） アクア東京（東京都練馬区） アクア阪神（大阪府豊中市）
ぽっぽガス事業所	各支店に併設、及び 水戸（茨城県水戸市） 北陸（福井県福井市） 長浜（滋賀県長浜市） 彦根（滋賀県彦根市） 近江八幡（滋賀県近江八幡市） 草津（滋賀県栗東市） 大阪（大阪府堺市） 泉南（大阪府阪南市） 紀北（和歌山県伊都郡） 中紀（和歌山県日高郡） 高松（香川県高松市）
医療・産業ガス事業所	首都圏（神奈川県横浜市） 中部（愛知県一宮市） 九州（宮崎県宮崎市）
工場	アクアボトリング鈴鹿工場（滋賀県東近江市） アクアボトリング山中湖工場（山梨県南都留郡） ガス充填工場：各支店（京都支店及び阪神支店を除く）及び泉南事業所に併設
子会社	丸信ガス株式会社（愛媛県松山市） 湖東ガス株式会社（滋賀県東近江市） 近畿酸素株式会社（兵庫県丹波篠山市） 株式会社フモト商会（愛媛県松山市） 株式会社キンキ酸器（大阪府吹田市） 角丸エナジー株式会社（大阪府泉南市） 株式会社太陽プロパン（福井県福井市） 株式会社クサネン（滋賀県草津市） 株式会社岩崎フローテック（滋賀県長浜市） 彦根ホームガス株式会社（滋賀県彦根市）

(10) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
676名 [43名]	8名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を [] 内に外書きしております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
478名 [23名]	9名増	46.9歳	12.5年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を [] 内に外書きしております。

(11) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	654百万円
株式会社りそな銀行	146百万円
株式会社滋賀銀行	116百万円

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,046,500株（自己株式371,888株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,817名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大丸エナウイン共栄会	920 千株	12.0 %
E N E O S グローブ株式会社	498	6.5
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合光通信株式会社	369	4.8
株式会社パロマ	354	4.6
大丸エナウイン社員持株会	300	3.9
青木尚史	239	3.1
堀川産業株式会社	225	2.9
大 道 薫	206	2.7
伊 藤 吉 朝	193	2.5
日本生命保険相互会社	182	2.4

- (注) 1. 当社は、自己株式371,888株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役等に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6名に対し16,471株、取締役を兼務しない執行役員5名に対し2,872株、合計19,343株であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	古 野 晃	会長
代 表 取 締 役	居 内 清 和	社長執行役員
取 締 役	青 木 重 人	専務執行役員 医療・産業ガス事業本部長 兼 医療ガス部長
取 締 役	宮 前 雅 彦	常務執行役員 総務部長 兼 情報企画部長
取 締 役	塚 本 晃 久	上席執行役員 財務部長
取 締 役	越 中 紳 浩	上席執行役員 在宅医療部長
取締役（常勤監査等委員）	小 川 貢	
取締役（監査等委員）	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 TONE株式会社 社外取締役（監査等委員） ネクサス監査法人 代表社員
取締役（監査等委員）	松 本 裕 美	岸田・松本法律事務所

- （注） 1. 監査等委員松井大輔氏及び松本裕美氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 当社は、内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い、監査・監督機能の実効性を高めるため、小川貢氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員松井大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員松本裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）小川貢氏、松井大輔氏及び松本裕美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額について、当社グループの全体及び事業別の業績を勘案した上で、独立社外取締役とも協議を行い総合的に評価したものであり、決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬、短期インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬）については、2024年5月21日開催の取締役会にて決議した決定方針に基づき、取締役会の諮問機関として2023年11月24日付で設置した任意の指名・報酬委員会（構成員は、代表取締役会長1名、独立社外取締役2名の計3名）の答申を受け、2025年6月27日開催の取締役会にて決議しております。

なお、指名・報酬委員会の答申を受け、2024年5月21日開催の取締役会にて決議した決定方針の内容は以下のとおりであります。

< 1. 基本方針 >

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、

- ①社会インフラ、公共性の高い事業を行っている企業として相応しいものであること
- ②同業の事業規模や企業価値からみて妥当なものであること
- ③社内の昇格ステップに合わせ、資格や実績等の総合判断に見合う魅力的なものであること
- ④過去の役員報酬と連続性のあるものであること
- ⑤グループの企業価値向上へのインセンティブを含むものであること

を基本方針とする。

また、役員報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成される。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、取締役の業務執行に関する監督等、独立かつ客観的な立場、役割に鑑みて基本報酬のみとする。

＜2．基本報酬の個人別報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、基本方針を踏まえつつ、役位・職責・在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

＜3．短期インセンティブ報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の短期インセンティブ報酬（金銭報酬）は、個々の業務執行状況や当社グループの業績指標等に基づき算出し、役員賞与としての位置付けで毎年一定の時期に支給することとする。なお、経営の基盤となり、業績を最も客観的に表す連結営業利益（※）を主な業績指標（KPI）とし、役位別の評価を勘案して決定するものとする。

（※）2026年3月期の連結営業利益の目標値は1,350百万円、実績値は1,300百万円となっております。

＜4．中長期インセンティブ報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の中長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、毎年一定の時期に支給する。その総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。付与株式数は、役位・職責・在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

＜5．役員の個人別報酬額に対する基本報酬・短期インセンティブ報酬・中長期インセンティブ報酬の割合の決定方針＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬総額は、基本方針①～⑤を踏まえて決定し、その割合は、当社のおかれた社会的責任や継続性、レジリエンスなどを勘案して目安は下記のとおりとする。また役位・役職等による支給割合の差は設けない。

基本報酬	短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬
70%	10%	20%

＜ 6. 役員の個人別報酬の内容についての決定に関する事項＞

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2016年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、年額200百万円以内となっている。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）である。また、監査等委員である取締役の報酬総額は、2023年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、年額50百万円以内となっている。さらに、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、2023年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、年額50百万円以内となっている。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）である。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、任意の指名・報酬委員会（代表取締役会長1名、社外取締役2名、計3名で構成）にて「役員服務規定」及び「役員報酬内規」に定めた基本報酬の決定基準を踏まえ審議をし、取締役会にて任意の指名・報酬委員会からの答申に基づき決議する。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、「役員服務規定」及び「役員報酬内規」に定めた基本報酬の決定基準を踏まえ、監査等委員の協議により決定する。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬額の総額 (千円)	報 酬 等 の 額 (千 円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	短期インセン ティブ報酬	中長期インセ ンティブ報酬	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	180,279	117,720	32,780	29,779	6
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	26,910 (11,580)	26,910 (11,580)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	207,189 (11,580)	144,630 (11,580)	32,780 (－)	29,779 (－)	9 (2)

- (注) 1. 当社は、2023年6月29日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。
2. 当事業年度の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬、短期インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬）については、2024年5月21日開催の取締役会にて決議した決定方針に基づき、指名・報酬委員会の答申を受け、2025年6月27日開催の取締役会にて決議しております。
3. 中長期インセンティブ報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「3.(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役等に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 報酬等の額のほか、使用人兼務取締役2名の使用人分給与相当額19,080千円を支払っております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役（監査等委員）松井大輔氏は、松井公認会計士事務所の所長であり、また、T O N E 株式会社の社外取締役（監査等委員）及びネクサス監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と松井公認会計士事務所、T O N E 株式会社及びネクサス監査法人との間には特別の関係はありません。
 - 取締役（監査等委員）松本裕美氏は、岸田・松本法律事務所の弁護士であります。なお、当社と岸田・松本法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
松 井 大 輔	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。コーポレート・ガバナンスに関する具体的な情報提供や発言をしております。
松 本 裕 美	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。法律家として議論の論点整理と説明責任の遂行に関する発言をしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、「コンプライアンス規定」及び同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を行動規範とし、業務分掌及び職務権限規定等各種規定に基づいて職務を執行する。
- ② 内部監査機関として社長直属の監査室を設置し、業務活動が適切かつ効率的に行われているか定期あるいは臨時に監査する体制をとる。
- ③ 従業員及び外部者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完及び強化を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の整備、運用状況の評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正措置を講ずる。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」その他関連規定に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存・管理する。

また、情報取扱責任者を任命し、会社情報の適時、適切な開示を行う体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」を定め、業務執行に係るリスクの把握と分析を行い、適切な対応を行うための全社的な管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、社長を議長とする経営審議会を定期的に開催する。

取締役会により中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画達成のため取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規定等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ② 子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。また、監査室による監査を必要に応じて実施する。
- ③ 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
- ④ 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規定」を制定する。
- ⑤ 子会社が当社と同様のコンプライアンス体制を構築するために、「内部通報規定」により、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ⑥ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社においてコンプライアンス上の問題等について、内部通報制度により監査室に報告する。監査室は、直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、監査室又は総務・財務部門の従業員に監査等委員会の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行の状況を把握するため、取締役会、経営審議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 定期的に監査等委員会と社長との意見交換の場を設けるほか、監査等委員会が必要と認めた場合は他の取締役及び従業員からその職務等に関する報告を受けることができる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の権限を有する。
- ③ 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査等委員会へ報告を行う。また、使用人の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を14回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規定やその他の社内規定を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

また、過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度において5回開催しており、取締役の選任、解任及び報酬等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

(2) 監査等委員の職務執行

当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席するほか、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換を行うことにより、取締役の職務執行について監査をしております。

(3) 内部監査の実施

社長直轄部門である監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門及びグループ各社の内部監査を実施しております。監査結果について社長に報告を行うとともに、被監査部門等に要改善事項の指示を行っております。

(4) 内部統制システム

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施しており、その結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はL P ガスを主軸に医療用ガス、産業用ガス等のガス関連事業を中心とする公共性の高い業種でありますので、安定的な経営基盤の確立を図るとともに、株主へ継続的に安定した配当を行うことが重要と考えております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等について取締役会の決議によって行うことができる旨、定款に定めております。当期の配当につきましては、2025年10月23日開催の取締役会において14円の間配当を行うことを決議し、2026年5月14日開催の取締役会において15円の期末配当を行うことを決議いたしました。その結果、年間29円の配当を実施いたしました。

なお、内部留保金につきましては、引き続き将来の収益安定に備えてリビング事業、アクア事業、医療・産業ガス事業の需要増に対応した安定供給体制確立並びに保安設備充実のための投資資金に充当してまいります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,534,654	流 動 負 債	5,352,127
現 金 及 び 預 金	3,362,368	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,728,286
受 取 手 形	81,766	電 子 記 録 債 務	1,558,519
電 子 記 録 債 権	380,600	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	502,773
売 掛 金	3,909,576	リ ー ス 債 務	134,503
契 約 資 産	451,856	未 払 法 人 税 等	386,608
商 品 及 び 製 品	793,959	契 約 負 債	21,201
そ の 他	583,040	役 員 賞 与 引 当 金	3,260
貸 倒 引 当 金	△28,513	そ の 他	1,016,975
固 定 資 産	13,634,087	固 定 負 債	1,863,652
有 形 固 定 資 産	10,309,305	長 期 借 入 金	682,882
建 物 及 び 構 築 物	3,431,005	リ ー ス 債 務	224,160
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	501,880	繰 延 税 金 負 債	378,197
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,127,051	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	203,339
土 地	3,875,384	退 職 給 付 に 係 る 負 債	33,346
リ ー ス 資 産	326,058	そ の 他	341,726
そ の 他	47,926		
無 形 固 定 資 産	1,777,218	負 債 合 計	7,215,780
の れ ん	1,102,301	純 資 産 の 部	
顧 客 関 連 資 産	595,537	株 主 資 本	15,420,134
そ の 他	79,378	資 本 金	870,500
投 資 そ の 他 の 資 産	1,547,563	資 本 剰 余 金	1,009,400
投 資 有 価 証 券	1,156,892	利 益 剰 余 金	13,806,751
関 係 会 社 株 式	9,400	自 己 株 式	△266,517
繰 延 税 金 資 産	74,436	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	532,827
そ の 他	308,592	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	532,827
貸 倒 引 当 金	△1,758		
資 産 合 計	23,168,741	純 資 産 合 計	15,952,961
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,168,741

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		32,697,622
売上	原価		22,179,382
販売費	総管理費		10,518,240
営業外	一般収益		9,218,174
営業外	収益		1,300,066
受取	利息	924	
受取	当金	22,054	
受仕	料	25,873	
その	引	15,853	
の	他	58,472	123,178
営業外	費用		
支払	利息	10,502	
不動産	賃金	8,216	
の	費	3,508	22,227
経常	利益		1,401,017
特別	利益		
固定	資産	89,314	
投資	有価証券	2,580	91,894
特別	損失		
固定	資産	18,339	18,339
除却	売却		
税金	等調整		1,474,573
法人	税、住民税	527,144	
法人	税等調整	△12,597	514,547
当期	純利益		960,026
親会社株主に	帰属する当期純利益		960,026

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	870,500	988,290	13,061,343	△280,362	14,639,770
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△214,618		△214,618
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			960,026		960,026
自 己 株 式 の 取 得				△16	△16
自 己 株 式 の 処 分		21,110		13,861	34,972
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	21,110	745,408	13,845	780,363
当 期 末 残 高	870,500	1,009,400	13,806,751	△266,517	15,420,134

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	270,127	270,127	14,909,898
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△214,618
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			960,026
自 己 株 式 の 取 得			△16
自 己 株 式 の 処 分			34,972
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	262,699	262,699	262,699
連結会計年度中の変動額合計	262,699	262,699	1,043,063
当 期 末 残 高	532,827	532,827	15,952,961

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9 社
- ・ 連結子会社の名称 丸信ガス株式会社
湖東ガス株式会社
近畿酸素株式会社
株式会社フモト商会
株式会社キンキ酸器
角丸エナジー株式会社
株式会社太陽プロパン
株式会社クサネン
株式会社岩崎フローテック

株式会社岩崎工業所は、2025年10月1日付で株式会社岩崎フローテックに社名変更しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 彦根ホームガス株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社の名称
(非連結子会社) 彦根ホームガス株式会社
(関連会社) 愛媛ベニー株式会社
株式会社ファイブスターガス
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社キンキ酸器の決算日は1月31日であり、株式会社岩崎フローテックの決算日は12月31日であります。株式会社キンキ酸器及び株式会社岩崎フローテックについては決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品

なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ＬＰガス、住宅設備機器等の販売を主とし、アクア（ミネラルウォーター）の宅配、在宅医療機器のレンタル及び医療・産業ガスの販売事業を営んでおります。これらの商品等の販売については、主として、商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、商品の引渡時点において収益を認識しております。また、ＬＰガスのメーター販売については、顧客による継続的なガスの使用であり、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識しております。なお、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積み計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

さらに、一部の連結子会社は、顧客との工事請負契約に基づき、工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり進捗度に応じた収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が見積み総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、工期のごく短い工事請負契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（５年～１０年）で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

固定資産の減損会計の適用は、将来の事業計画を基礎として見積られますが、当該見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があると判断しております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	10,309,305千円
無形固定資産	1,777,218千円

- (3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の営業キャッシュ・フローに基づき、固定資産の減損会計を適用し、有形固定資産及び無形固定資産を計上しております。

当該営業キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,229,754千円

(2) 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。なお、当社の連結子会社である株式会社キンキ酸器の決算日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	241千円
電子記録債権	1,341千円
電子記録債務	1,912千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,046,500株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	107,173千円	14.0円	2025年 3月31日	2025年 6月9日
2025年10月23日 取締役会	普通株式	107,444千円	14.0円	2025年 9月30日	2025年 12月11日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	115,119千円	15.0円	2026年 3月31日	2026年 6月8日

配当の原資は利益剰余金であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については3ヶ月を超えない国債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブなどの投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、また、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資やM&Aに係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
其他有価証券	1,155,947	1,155,947	—
② 長期借入金（※）	1,185,655	1,164,286	△21,368

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額 945千円）は「①投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。同様に関係会社株式（連結貸借対照表計上額 9,400千円）についても時価注記には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,155,947	－	－	1,155,947
資産計	1,155,947	－	－	1,155,947

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（※）	－	1,164,286	－	1,164,286
負債計	－	1,164,286	－	1,164,286

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利による借入金の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	リビング 事業	アクア 事業	医療・産業 ガス事業	
ぽっぽガス	5,763,382	－	－	5,763,382
エネルギー	12,953,034	－	－	12,953,034
住宅設備機器	3,522,433	－	－	3,522,433
アクア	－	1,253,860	－	1,253,860
在宅医療	－	－	4,754,183	4,754,183
医療ガス	－	－	1,750,021	1,750,021
産業ガス・機材	－	－	2,459,675	2,459,675
顧客との契約から 生じる収益	22,238,850	1,253,860	8,963,881	32,456,592
その他の収益（注）	241,030	－	－	241,030
計	22,479,880	1,253,860	8,963,881	32,697,622

（注）「その他の収益」は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済政策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、L P ガス料金の値引きの原資として受領する補助金であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,510,285
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,371,943
契約資産（期首残高）	549,885
契約資産（期末残高）	451,856
契約負債（期首残高）	24,495
契約負債（期末残高）	21,201

当社グループは、ＬＰガスのメーター販売については、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求を行っておりますが、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益については、見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。契約資産は、当該収益の見積り計上に関するものであります。また、一部の連結子会社は、顧客との工事請負契約に基づき、工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり進捗度に応じた収益を認識しております。

当連結会計年度において、契約資産が98,028千円減少した主な理由は、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益の見積り計上に係る契約資産の減少及び工事の進捗度に基づき計上した収益に係る契約資産の減少等によります。

契約負債は、主に、リビング事業におけるリフォーム工事の請負契約に基づき顧客から受け取った前受金及び一部の連結子会社における顧客との工事請負契約に基づく未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,264千円であります。当連結会計年度において、契約負債が3,294千円減少した主な理由は、一部の連結子会社における顧客との工事請負契約に基づく未成工事受入金の減少等によります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,078円67銭
1株当たり当期純利益	125円17銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,276,903	流動負債	4,258,057
現金及び預金	2,036,685	支払手形	3,862
受取手形	57,666	電子記録債務	1,201,534
電子記録債権	336,387	買掛金	1,578,683
売掛金	3,289,826	1年内返済予定長期借入金	347,988
契約資産	317,126	リース債務	99,442
商品及び製品	639,489	未払金	164,117
前渡金	86,918	未払費用	518,001
短期貸付金	130,452	未払法人税等	293,800
そ の 他	402,355	未払消費税等	16,618
貸倒引当金	△20,005	契約負債	7,711
固定資産	13,962,043	その他	26,298
有形固定資産	8,228,704	固定負債	1,054,314
建物	2,429,213	長期借入金	486,152
構築物	389,932	リース債務	164,499
機械装置	374,637	繰延税金負債	160,933
車両運搬具	4,646	繰延利益準備金	55,885
工具、器具及び備品	1,663,847	その他	186,843
土地	3,121,210	負債合計	5,312,372
リース資産	239,947		
建設仮勘定	5,268	純資産の部	
無形固定資産	407,864	株主資本	15,402,776
のれん	344,976	資本金	870,500
ソフトウェア	52,917	資本剰余金	1,234,328
電話加入権	9,194	資本準備金	1,185,972
施設利用権	776	その他資本剰余金	48,355
投資その他の資産	5,325,474	利益剰余金	13,564,465
投資有価証券	1,134,862	利益準備金	161,000
関係会社株式	3,675,716	その他利益剰余金	13,403,465
出資金	2,347	特定資産圧縮積立金	129,870
関係会社長期貸付金	375,105	別途積立金	12,040,000
差入保証金	39,973	繰越利益剰余金	1,233,595
破産・更生債権等	1,758	自己株式	△266,517
そ の 他	97,469	評価・換算差額等	523,797
貸倒引当金	△1,758	その他有価証券評価差額金	523,797
資産合計	21,238,946	純資産合計	15,926,574
		負債及び純資産合計	21,238,946

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,244,702
売上原価	18,865,953
売上総利益	7,378,748
販売費及び一般管理費	6,392,111
営業利益	986,637
営業外収益	
受取利息及び配当金	328,793
受取賃貸料	24,021
仕入割引	15,853
保険配当金	9,855
その他	30,724
営業外費用	
支払利息	6,681
リース解約損	1,088
その他	1,443
経常利益	1,386,670
特別利益	
固定資産売却益	5,258
特別損失	
固定資産除売却損	7,702
税引前当期純利益	1,384,226
法人税、住民税及び事業税	369,499
法人税等調整額	△12,365
当期純利益	1,027,091

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
						特定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	870,500	1,185,972	27,245	1,213,218	161,000	130,879	11,560,000	900,113	12,751,992
事業年度中の変動額									
特定資産圧縮積立金の取崩						△1,008		1,008	－
別途積立金の積立							480,000	△480,000	－
剰 余 金 の 配 当								△214,618	△214,618
当 期 純 利 益								1,027,091	1,027,091
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			21,110	21,110					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	21,110	21,110	－	△1,008	480,000	333,481	812,472
当 期 末 残 高	870,500	1,185,972	48,355	1,234,328	161,000	129,870	12,040,000	1,233,595	13,564,465

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△280,362	14,555,348	264,642	264,642	14,819,990
事業年度中の変動額					
特定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰 余 金 の 配 当		△214,618			△214,618
当 期 純 利 益		1,027,091			1,027,091
自 己 株 式 の 取 得	△16	△16			△16
自 己 株 式 の 処 分	13,861	34,972			34,972
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			259,155	259,155	259,155
事業年度中の変動額合計	13,845	847,428	259,155	259,155	1,106,583
当 期 末 残 高	△266,517	15,402,776	523,797	523,797	15,926,574

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品

なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

のれん

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5年～10年）で均等償却しております。

ソフトウェア

見込利用可能期間に每期均等額を償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ＬＰガス、住宅設備機器等の販売を主とし、アクア（ミネラルウォーター）の宅配、在宅医療機器のレンタル及び医療・産業ガスの販売事業を営んでおります。これらの商品の販売については、商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、商品の引渡時点において収益を認識しております。また、ＬＰガスのメーター販売については、顧客による継続的なガスの使用であり、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識しております。なお、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

固定資産の減損会計の適用及び超過収益力等を加味した実質価額に基づく関係会社株式の減損処理の要否は、将来の事業計画を基礎として見積られますが、当該見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があると判断しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,228,704千円
無形固定資産	407,864千円
関係会社株式	3,675,716千円

(3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の営業キャッシュ・フロー及び超過収益力に基づき、固定資産の減損会計及び金融商品会計を適用し、有形固定資産及び無形固定資産並びに関係会社株式を計上しております。

当該営業キャッシュ・フロー及び収益が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産並びに関係会社株式に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,339,066千円
(2) 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
近畿酸素(株)	93,590千円
(株)キンキ酸器	70,395千円
(株)岩崎フローテック	95,419千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	490,345千円
短期金銭債務	103,723千円
長期金銭債務	5,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,750,484千円
仕入高	452,712千円
販売費及び一般管理費	6,740千円
営業取引以外の取引高	329,088千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	371,888株
--------------------------	------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用（賞与）	77,882千円
未払事業税	19,077千円
貸倒引当金	6,855千円
長期未払金	58,855千円
一括償却資産	4,130千円
その他	41,022千円
繰延税金資産小計	207,824千円
評価性引当額	△69,855千円
繰延税金資産合計	137,968千円
繰延税金負債	
有形固定資産	59,721千円
投資有価証券	239,180千円
繰延税金負債合計	298,902千円
繰延税金負債の純額	160,933千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	近畿酸素(株)	(所有) 直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注1)	93,590	—	—
子 会 社	(株)キンキ酸器	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 債務保証 事務所等の賃貸	利息の受取 (注2)	794	短期貸付金	50,115
				債務保証 (注2)	70,395	関係会社 長期貸付金	187,540
				賃料の受取 (注2)	17,310	—	—
				資金の貸付 (注3)	20,000	短期貸付金	80,336
子 会 社	角丸エナジー(株)	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注3)	1,356	関係会社 長期貸付金	187,565
子 会 社	(株)岩崎フローテック	(所有) 直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注4)	95,419	—	—

(注1) 債務保証については、近畿酸素(株)の金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

(注2) (株)キンキ酸器に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

債務保証については、(株)キンキ酸器の金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

事務所等の賃貸については、当社南大阪営業所、京都支店及び阪神支店の事務所等を(株)キンキ酸器へ賃貸しており、賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

(注3) 角丸エナジー(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。また、当事業年度において、同社に対して短期の資金貸付を行っております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 債務保証については、(株)岩崎フローテックの金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,075円23銭
1株当たり当期純利益	133円91銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

大丸エナウイン株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋 葉	陽
------------------------	-------	-----	---

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松 井	勝 裕
------------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大丸エナウイン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大丸エナウイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

大丸エナウィン株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 秋 葉 陽

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 松 井 勝 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

大丸エナウィン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 川 貢 ㊞

監査等委員 松 井 大 輔 ㊞

監査等委員 松 本 裕 美 ㊞

（注）監査等委員松井大輔及び松本裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員会における協議の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふるのあきら 古 野 晃 (1953年4月1日生)	1971年3月 当社入社 2000年6月 当社取締役滋賀支店長 2008年6月 当社常務取締役 滋賀支店長 2011年4月 当社常務取締役 リビング事業本部長 2011年6月 当社専務取締役 リビング事業本部長 2013年4月 当社代表取締役社長 2023年6月 当社代表取締役社長執行役員 2025年6月 当社代表取締役会長（現任）	65,041株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、12年間にわたり当社代表取締役社長として、また、2025年からは代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全般の経営を担ってきました。その豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	い うち きよ かず 居 内 清 和 (1971年5月12日生)	1994年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社奈良営業所長 2013年12月 当社大阪支店長 2015年 4 月 当社執行役員大阪支店長 2017年 4 月 当社執行役員 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 2017年 6 月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 2018年 4 月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2019年 4 月 当社取締役滋賀支店長 2021年 4 月 当社取締役 リビング事業本部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2021年 6 月 当社常務取締役リビング事業本部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2022年 2 月 当社常務取締役リビング事業本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員リビング事業 本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員リビング事業 本部長 兼エネルギー・住設部長 2025年 6 月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	28,031株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、2017年より当社取締役に選任されており、2025年からは代表取締 役社長執行役員として強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全般の経営を 担ってきました。その豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、 引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	あお き あつ ひと 青 木 重 人 (1962年8月16日生)	1985年 3 月 当社入社 2002年 4 月 当社北陸営業所長 2004年 4 月 当社関東支店副支店長 2009年 4 月 当社湖南支店副支店長 2013年 4 月 当社滋賀支店長 2016年 4 月 当社新エネルギー部長 2017年 4 月 当社執行役員医療・産業ガス事業本部 副本部長兼新エネルギー部長 2018年 4 月 当社執行役員医療・産業ガス事業本部 長兼製造・物流室長 2018年 6 月 当社取締役医療・産業ガス事業本部長 兼製造・物流室長 2021年 4 月 当社取締役医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長 2021年 6 月 当社常務取締役医療・産業ガス事業本 部長兼医療ガス部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員医療・産業ガ ス事業本部長兼医療ガス部長 2025年 6 月 当社取締役専務執行役員医療・産業ガ ス事業本部長兼医療ガス部長 2026年 4 月 当社取締役専務執行役員営業統轄 医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長（現任）	29,735株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の主要支店で副支店長・支店長を務めたほか、本社営業部署、経営企画部署、子会社での豊富な経験があり、多面で当社の発展に貢献してきました。また、2017年には当社執行役員、2018年には当社取締役に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	みや まえ まさ ひこ 宮 前 雅 彦 (1965年2月2日生)	1985年 6 月 当社入社 2011年 8 月 当社情報企画部長 2015年 4 月 当社執行役員情報企画部長 2017年 4 月 当社執行役員総務部長兼情報企画部長 2018年 6 月 当社取締役総務部長兼情報企画部長 2021年 6 月 当社常務取締役 総務部長兼情報企画部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 総務部長兼情報企画部長（現任）	26,003株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、入社後長年にわたり情報システム部門に従事し、当社内部管理体制の向上に貢献してきました。また、2015年には当社執行役員、2018年には当社取締役に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。現在は総務部長を兼任し、人事、法務、広報等の責任者として手腕を発揮しております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
5	つか もと てる ひさ 塚 本 晃 久 (1967年6月14日生)	2015年11月 当社入社 管理統轄補佐 2017年 4 月 当社営業管理部長 2018年 4 月 当社財務部長 2019年 6 月 当社取締役財務部長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員財務部長兼営業管理部長 2023年10月 当社取締役上席執行役員財務部長 （現任）	11,009株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、公認会計士の資格を持ち、監査法人における18年間の監査業務を通じて相当程度の財務・会計知識を有しております。また、当社では営業管理部長、財務部長を務め、当社の管理部門全般の業務に携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	えっ ちゅう のぶ ひろ 越 中 紳 浩 (1966年10月2日生)	2007年 3 月 当社入社 滋賀支店課長 2015年 4 月 当社在宅・医療ガス部長 2017年 4 月 当社執行役員在宅・医療ガス部長 2019年 7 月 株式会社キンキ酸器代表取締役社長 2021年 4 月 当社執行役員在宅医療部長 2022年 7 月 当社上席執行役員在宅医療部長 2024年 6 月 当社取締役上席執行役員在宅医療部長 (現任)	10,394株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、在宅・医療ガス部長を務めた後、2019年に株式会社キンキ酸器代表取締役社長に就任しました。2021年より在宅医療部長を務め、豊富な業務知識と業務執行能力があります。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、古野晃氏、居内清和氏、青木重人氏、宮前雅彦氏、塚本晃久氏及び越中紳浩氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	お 小 川 貢 が 川 貢 (1962年 3 月 29 日生)	1986年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社大阪支店副支店長 2016年 7 月 当社和歌山支店長 2018年 4 月 当社営業管理部長 2020年 7 月 当社執行役員営業管理部長 2022年 6 月 当社取締役営業管理部長 2023年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員） （現任）	12,600株
		【取締役（監査等委員）候補者とした理由】 候補者は、当社主要支店で支店長を務めた後、2022年より取締役として経験や見識を活かしてコンプライアンス等の面で当社に貢献してきました。それらの経歴を通じて培った経験や見識を活かし、2023年より取締役（常勤監査等委員）として取締役会の監査・監督に手腕を発揮しており、引き続き取締役（常勤監査等委員）として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	まつ い だい すけ 松 井 大 輔 (1968年12月17日生)	1996年 4月 公認会計士登録 2000年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 法人トーマツ）入所 2008年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 法人トーマツ）退職 2008年11月 松井公認会計士事務所開設 税理士登録 2009年 6月 当社監査役 2016年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 松井公認会計士事務所 所長 TONE株式会社 社外取締役（監査等委員） ネクサス監査法人 代表社員	9,400株
	【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査やM&Aにおける財務調査など経験が豊富であり、財務・会計全般に関する専門的な知見を有しておられることから、引き続き社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。 財務・会計的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけることを期待しております。 また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	【新任】 すえ なが たか こ 末 永 京 子 (1967年6月7日生)	1997年 6月 弁護士登録 柏木泰英法律事務所入所 2002年10月 ふたば法律事務所開設 2013年 5月 アーカス総合法律事務所に名称変更 2025年 6月 日本パレットプール株式会社 社外取 締役（現任） （重要な兼職の状況） アーカス総合法律事務所 弁護士 日本パレットプール株式会社 社外取締役	0株
	【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有しておられることから、社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。 法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけることを期待しております。 また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井大輔氏及び末永京子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井大輔氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
4. 松井大輔氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、末永京子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で、小川貢氏及び松井大輔氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、両氏は被保険者となります。また、本議案において末永京子氏の選任が承認可決された場合には、同氏は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。

(ご参考) 株主総会後の監査等委員を含む取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	地位	企業経営	経営企画	財務・会計	人事・法務
古野 晃	代表取締役	○	○		
居内 清和	代表取締役	○	○		
青木 重人	取締役	○	○		
宮前 雅彦	取締役	○	○		○
塚本 晃久	取締役	○	○	○	
越中 紳浩	取締役	○	○		
小川 貢	取締役（常勤監査等委員）		○		○
松井 大輔	社外取締役（監査等委員） 公認会計士・税理士			○	
末永 京子	社外取締役（監査等委員） 弁護士				○

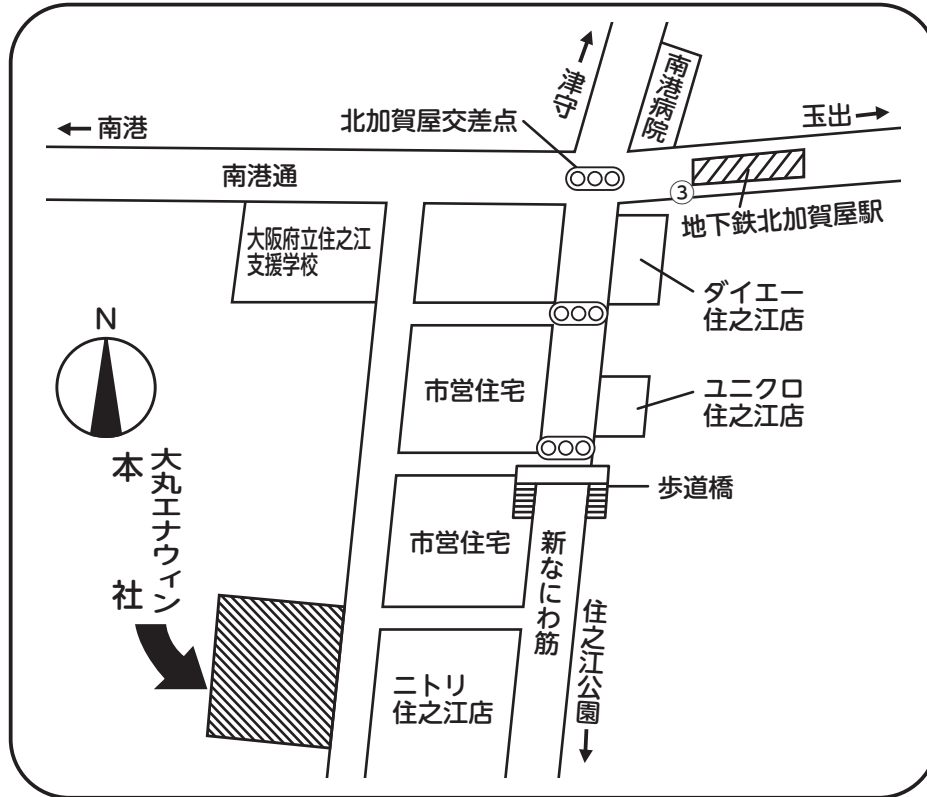
以上

株主総会会場のご案内

大丸エナウィン株式会社 本社6階会議室

大阪市住之江区緑木一丁目4番39号

電話(06) 6685-5101



交通機関

地下鉄（四つ橋線）北加賀屋駅（3番出口）下車 徒歩約10分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。